

外国証券情報  
(TWDC・Enterprises・18・Corp.)  
(旧ウォルト・ディズニー・カンパニー)

<重要な事実>

証券情報の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容:

なし